

久留米市企業局公告 第44号

公募型プロポーザル方式による業者選定実施公告

中央浄化センターほか運転維持管理業務について、公募型プロポーザル方式により業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和3年9月 1日

久留米市企業管理者 徳永 龍一



1 業務の概要

- (1) 業務名 中央浄化センターほか運転維持管理業務委託
- (2) 業務内容 中央浄化センター、長門石中継ポンプ場、櫛原中継ポンプ場、宮ノ陣中継ポンプ場、若松中継ポンプ場、小森野中継ポンプ場、篠山排水ポンプ場及びマンホールポンプ場6箇所の維持管理に係る業務（詳細は「中央浄化センターほか運転維持管理業務委託仕様書」を参照のこと。）
- (3) 業務期間
 - ①準備期間 契約締結の翌日から令和4年3月31日までとする。なお、準備期間中は自己の負担と責任において業務従事者を確保し、引継ぎを行うものとする。
 - ②履行期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 業務場所 久留米市津福本町 外

2 見積金額の上限及び下限

- (1) 見積金額の上限 1,144,970,000円（消費税額及び地方消費税額を含まない。）
- (2) 見積金額の下限 858,727,500円（消費税額及び地方消費税額を含まない。）

3 参加資格

1の業務に係る公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に参加できる者は、参加申込書の提出締切時点で、次に掲げる要件に該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- (2) 久留米市から指名停止措置を受けてないこと。
- (3) 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること。

- (4) 参加申込者（入札等権限を委任する場合は受任者）の所在地の区分に応じ、次に定める地方税等を完納していること。
 - ・ 久留米市内 県税、市税
 - ・ 久留米市以外の福岡県内 県税
- (5) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員である者でないこと
- (8) 九州地区に本店、支店又は営業所が所在すること。
- (9) 下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年建設省告示第1348号）に基づき下水道処理施設維持管理業者登録簿に登録されていること。
- (10) 一般社団法人日本下水道施設管理業協会の正会員であること。
- (11) 参加申込書の提出締切の日から過去10年以内に、官公庁等発注の下水道法（昭和33年法律第79号）上の「終末処理場」のうち、処理施設能力が60,000m³/日以上（中央浄化センターの現有処理能力を考慮）の処理場施設に係る維持管理業務を、元請として2年以上継続して実施した実績を有すること。

4 選定方法

上記3の参加資格を満たしているプロポーザル参加者による企画提案書等の書面審査及びプレゼンテーションの審査を行い、その内容を中央浄化センターほか運転維持管理業務プロポーザル審査委員会において評価し、候補者の選定を行う。

5 応募手続等

- (1) 担当部局（書類の提出先及び問い合わせ先）
〒830-0047 福岡県久留米市津福本町 2241
久留米市企業局上下水道部 下水道施設課 中央浄化センター（担当：田中常行、齊藤豪）
電話 0942-39-1155 ファクシミリ 0942-39-1155
電子メールアドレス gesuichu@city.kurume.fukuoka.jp
- (2) 実施要項等の交付
実施要項、仕様書等の資料の交付については、次のとおりとする。

- ① 交付期間
令和3年9月1日（水）から9月10日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土日祝日を除く。
- ② 交付場所
上記5(1)に同じ。（市ホームページでもダウンロード可）
- (3) 実施要項等に対する質問期限及び回答
 - ① 質問方法
質問書（様式は実施要項に添付）を添付した電子メールで行い、着信確認の電話連絡を行うこと。
 - ② 質問期限
令和3年9月21日（火）午後5時15分までに必着
 - ② 回答方法
令和3年9月30日（木）までに、質問書に記載したメールアドレス宛に電子メールで回答するとともに、必要に応じて市ホームページに掲載する。
- (4) 企画提案書等の提出
プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる提出書類を提出すること。
 - ① 提出書類
 - ア 参加申込書
【添付書類】
 - i 役員等調書及び照会承諾書
 - ii 登記事項全部証明書（参加申込期限から3ヶ月以内に発行されたもの）
 - iii 納税等証明書（参加申込期限から3ヶ月以内に発行されたもの） 下記参照
 - iv 下水処理場維持管理業務の受注実績を示す契約書の写し
 - イ 団体概要
【添付書類】
 - i 直近2ヶ年度分の決算関係書類の写し（貸借対照表及び損益計算書又は決算書）
 - ii 定款、規約等
 - iii 下水処理場維持管理業務の受注実績を示す契約書、仕様書等の写し（団体概要（様式-4））に記入する「⑧受注実績」を証明するもの）
 - ウ 企画提案書
 - エ 価格提案書
 - オ 委任状（支店等に参加手続き等の委任を行う場合）

[納税等証明書]

申請者区分に従って○がついている証明を提出。

入札等権限を委任する場合、申請者区分は、受任者の営業所の所在地で考えること。

所在地区分		税区分		納税等証明書
			税目	
	県外	国税等	法人税、所得税、消費税及び地方消費税	国税に未納がない証明(納税証明書その3の3)
	市外かつ 県内	福岡県税	法人事業税、個人事業税	福岡県税に未納がない証明
市内		久留米市税	法人市民税、市県民税、固定資産税、軽自動車税	久留米市税及び国民健康保険料に滞納がない証明

(例1：市内・法人の場合、「国税等」「福岡県税」「久留米市税」の証明を提出)

(例2：県外の営業所で申請される法人の場合、「国税等」の証明を提出)

② 提出場所 上記5(1)に同じ。

③ 提出方法及び期限

ア 提出方法 持参又は郵送による。受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法による。

イ 提出期限 i ア 参加申込書、オ 委任状については、令和3年9月10日(金)までの午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土日祝日を除く。

ii イ 団体概要、ウ 企画提案書、エ 価格提案書については、令和3年10月5日(火)までの午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土日祝日を除く。

(5) 企画提案に係るプレゼンテーション

実施日 令和3年11月1日(月)未定

(応募者が多数の場合は、別途審査日を設ける場合がある。)

(6) 審査結果通知

プレゼンテーションを行った全ての者に対し、審査結果を通知する。

(7) 失格となる場合

企画提案書が次の各号のいずれかに該当する場合は、失格とする。なお、失格となった場合は、別途通知する。

ア 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合、または提出書類に不備があった場合

- ウ 実施要項で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- オ プレゼンテーションを正当な理由なく欠席した場合
- カ 価格提案書の金額が見積金額の上限を超過した場合または見積金額の下限を下回った場合

6 その他

詳細は、実施要項、仕様書によるため、参加希望者は必ず確認すること。